

こども性暴力防止法の施行に伴う職員の犯罪事実確認等について

1 主旨

令和8年12月25日に、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(略称「こども性暴力防止法」)が施行される。同法律の概要に加え、同法律に基づき区が実施する犯罪事実確認等の対応について報告する。

2 報告内容

次ページ以降のとおり



こども性暴力防止法について

2



施行日 令和8年12月25日



趣 旨 児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付ける。

(1)対象事業者の範囲・区分

学校設置者等【義務対象】

学校教育法や児童福祉法などの法令に基づく認可等を受けて児童等に対して教育、保育等を提供する事業者

- ・学校
- ・認定こども園
- ・児童福祉施設
(保育所、児童相談所、児童養護施設、児童館等)
- ・障害児入所施設※指定障害児入所施設を除く 等

民間教育保育等事業者【認定対象】

法令に基づく届出等により行うことができる事業や、法令に範囲が定められていない事業を行う事業者
こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となる。

■ 法律に明記されている施設・事業

- ・放課後児童クラブ
- ・病児保育事業
- ・一時預かり事業 等

■ 法律に明記されていない施設・事業

要件を満たす場合は任意で「認定」を受け、法律に基づく取組みを行う
・学習塾 ・スポーツクラブ 等

- ①児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること
- ②6か月以上の期間中に2回以上同じ子どもが参加できること
- ③子どもと対面で接すること
- ④子どもの自宅以外で教えることがあること
- ⑤子どもに何かを教える者が3人以上であること

(2)対象事業者の責務

初犯対策

子どもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置

- ✓ 環境整備(施設・空間の見直し)
- ✓ 保護者・児童等への周知・啓発
- ✓ 相談体制の整備
- ✓ 職員等への研修 等

防止措置

被害が疑われる場合の措置

- ✓ 疑いを把握した場合の速やかな調査
- ✓ 被害児童等の保護・接触遮断
- ✓ 職員の一時的な接触回避策の実施
- ✓ 医療機関・警察・児童相談所との連携 等

再犯対策

繰り返させないために取り組む措置

- ✓ 特定性犯罪前科の有無の確認(犯罪事実確認)
→詳細は次ページ
- ✓ 前科該当者の内定の取消し・人事異動 等



犯罪事実確認について

3

子どもと接する対象業務の従事者については、採用や異動の際、過去の「特定性犯罪前科」の確認が必要となる

特定性犯罪の例

※犯罪事実確認の対象となるのは、
刑執行終了後20年(罰金刑は10年)
執行猶予確定後10年を超えないもの

① 刑法・児童福祉法に定める犯罪

- ・不同意わいせつ罪 ・児童淫行罪
- ・強盗・不同意性交等罪 等

② 児童ポルノ・盗撮

- ・児童買春罪／児童ポルノ罪
- ・性的姿態撮影等処罰法違反 等

③ 地方公共団体条例に定める犯罪

- ・迷惑防止条例違反(痴漢・盗撮等)
- ・青少年健全育成条例違反(淫行) 等

※児童に対する性犯罪に限らず、成人に対するものも含まれる。

(1)対象従事者

【考え方】

- ・教職員、保育士等、子どもと常に接する職種は一律対象となる。
- ・事務、栄養士、警備等、業務内容によって子どもに継続的に接する可能性のある職種は、後述の「3要件」により個別判断する。
- ・常勤・非常勤職員に限らず、人材派遣・委託・ボランティア等も対象になり得る。

◎業務内容によって子どもに接する可能性がある職種は実態に応じて判断
…職種ごとに以下の「3要件」に全て該当する場合は対象

① 支配性

子どもを指導するなど、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと

② 継続性

子どもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと

③ 閉鎖性

他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること

(2)犯罪事実確認のタイミング

- ① 新規採用時…内定から採用または配属までの間
- ② 人事異動時…内示後異動までの間

※現職者については、施行後3年以内(認定事業は認定から1年以内)に実施
 ※上記に加え、一度確認を受けた者も5年ごとに再度実施

(3)区職員の特定性犯罪前科が確認された場合

犯罪事実確認の結果、職員に特定性犯罪前科が確認された場合、子どもに接する業務に就かせないことが求められる(防止措置)。

新規採用時

- ・内定の取消し
- ※ 選考段階で性犯罪歴の有無を申告させ、虚偽申告があった場合は『重要な経歴の詐称』として扱い、内定取消し等を検討

現職者の場合

- ・子どもと接しない部署への人事異動(配置転換)
- ・職務範囲の限定

措置が確定するまで一時的な接触回避として自宅待機(在宅勤務)等も検討

(4)今後のスケジュール

法施行前

令和8年12月25日

令和9年4月以降
(令和11年12月24日まで)

現職者／採用選考受験者への制度周知

法施行・新規採用者の犯罪事実確認開始

現職者の犯罪事実確認開始

※ こども家庭庁から示されるスケジュールに基づき都道府県単位で時期を分散して実施